

子どもの権利

〈 月 日 () 〉

(1) 次のア～コの項目を重要だと思う順に記入しましょう。

1 位		
2 位	2 位	
4 位	4 位	4 位
7 位	7 位	
9 位		

(2) 1位にしたものとその理由を書きましょう。

記号	理由

(3) ランキングから外したものとその理由を書きましょう。

記号	理由

(4) もし、ランキング外にした権利がなくなったのようなことが起きると考えられるか。

2 クラスの人の考えを聞いて、子どもの権利について考えたことを書きましょう。

ア	国のちがいや、男か女か、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心や体に障害があるかないか、お金持ちであるかないかなどによって差別されない権利
イ	自由に自分の意見を表す権利
ウ	自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利（ただし他の人に迷惑をかけるはいけない）
エ	自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところなど、人に知られたくないときは、それを守ることができる。また、他人から誇りを傷つけられない権利
オ	病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができる権利
カ	心やからだの健やかな成長に必要な生活を送る権利
キ	教育を受ける権利
ク	休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利
ケ	無理矢理働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心や体によくない仕事をさせられたりしないように守られる権利
コ	自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利

《授業の感想》

- 私たちがこうやって当たり前のように学校に来たり、勉強したり遊んだりできているのは「子どもの権利」があるからだと分かり、この権利があって良かったと思いました。班の中でランキングの話し合いをしたときに全部一緒の人はいなかったから、人それぞれ優先順位の考え方が違うんだと思いました。
- 人権は一つもかけてはいけないものだと思っていたが、自分の後の世代にも幸せな生活を送ってもらうために絶対に残さなくてはならないと再確認しました。
- 子どもの権利があるおかげで自分たちが平和で安心して過ごせると分かりました。権利がどれだけ自分にとって大切か気づけました。
- 人によって順位が全然違ったので人それぞれいろんな考え方があったんだなと思いました。だからこそ人権ってすごく大事なんだなと感じました。
- 他の人の意見を聞いてみると、みんな一番大事だと思う権利や、大事だと思う順番が全然違うので驚きました。みんなそれぞれ大切に思う権利が違うので、全ての権利がとても大切だなと思いました。違う国ではこの権利が保障されていなかったりするので今あるこの権利を大切に、これからも生きていきたいです。

〔別紙④〕

- 子どもの権利は、全て大事なんだと分かった。この中の権利が一つなくなったとしたら、生きるのが難しくなったり、苦しかったりすることになると分かりました。この権利が当たり前にある日本は幸せだと思いました。
- 権利が定められているということは、未来を担う子どもにとってどれも大切で必要なものだからあるのだと思った。命に関わるか、関わらないかで順位をつけることもできるけど生活していくうえで無いと困る権利は全てだと思った。私たちの当たり前は権利があって成り立っている。
- 今回の授業で学んだ権利は「これが一番大事」や「これはなくても良い」などというのは一つもなく、どれも必要不可欠な権利だから日本では当たり前でも他の国にはその全部があるとは限らないから大事にしていく必要があると考えている。
- 友達と意見交換をして、自分とは正反対の意見や、同意見でも視点が違っていたりすることがあり面白かったです。また、それによって自分一人では気づけないような考えに出会ったり、思いつかなかったり意見が浮かんできたりしたのが良かったです。子どもの権利はどれも大切で、このおかげで幸せな生活がおくれていると思いました。
- 子どもも大人と同じ社会の一員として、一人一人が尊重されていることが分かりました。子どもが自由に意見を言える機会は少ないので、そのような機会も増やすべきだと思いました。
- 自分とはまったく違う意見の人もいたけど違う意見が出るということは、それだけこの10個の権利は全て尊重されるべきなんだなと思いました。他の国ではこのような子どもの権利条約が守られていないところもあり、日本はすごく子どもを大切にしていると思いました。でも、他の国のことも他人事だと思わずに生きていきたいです。
- 10個の権利全てが大事だと思うので守られるべきだと思いました。人によってどこに重きを置くのがだいぶ違ったので少し良かったです。
- 私には「子どもの権利」があり、それが守られているため比較的裕福な暮らしができていると分かりました。タンザニアなどのアフリカの方は日本のように権利を保障する余裕がないから教育を受けたくても受けられない人などが多いのだと考えました。世界で決められた子どもの権利条約なのにその権利を保証しきれていない国が多いのはとても悲しいことだと思いました。

中学生・高校生
保護者用



「こどもまんなか社会」をめざして

みんなで学ぼう！

子どもの権利条約



令和5年（2023年）6月

伊丹市教育委員会

保護者のみなさまへ

令和5年5月8日から、新型コロナの位置づけが2類から5類に移行し、コロナ禍は一つの区切りを迎えました。新型コロナが子どもたちに与えた影響は大きく、家庭環境の変化や行事の中止、給食の黙食などの様々な制約が求められ、子どもたちは大きなストレスを抱えています。令和4年は、子どもの自殺者が全国で過去最多の500人を超え、児童虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く環境はますます厳しくなっています。

このような状況の中、令和5年4月1日には「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」も施行されました。

「子どもの最善の利益」を実現するためには、我々大人が「子どもの権利」をしっかりと理解する必要があります。本市も令和5年度教育基本方針の重点項目に、「子どもの最善の利益を視野に入れた教育の推進」を掲げました。

「子どもの権利条約」には、子どもを、人格を持った一人の人間として尊重することや基本的人権が保障されていることなどが記されています。

子どもたちの「幸せ」を実現するためには、子どもたちが自分自身が持っている権利について知ることが重要です。あわせて、権利を主張するためには、子どもたちも果たすべき責任やルールを守る必要があります。

ぜひ、このパンフレットをご家庭で活用していただき、お子様と一緒に、「子どもの権利」について考えていただけたらと思います。

令和5年6月

伊丹市教育長 木下 誠

●「子どもの権利条約」とは？

世界中の子どもたちみんなが、「幸せに暮らせるように」といった願いを込めて、児童に対して特別な保護を与える事の必要性について、1989年11月に国際連合の総会で採択されたものです。日本は1994年にこの条約を締結しています。2021年現在、国連加盟国数を上回る196の国と地域で締結され、世界で最も広く受け入れられている人権条約となりました。

●条約の内容とは？

「子どもの権利条約」は、世界中の子ども(18才未満)のためのものです。人種や皮膚の色、性、宗教、政治的な意見、出生などに関わらず、すべての子どもたちの権利及び自由を保障しています。

生命はかけがえないものです。大人は、全ての子どもの生命を守り、子どもたちが健やかに成長するよう努力しなければなりません。「子どもの権利条約」には、このことについて、54条の条文で書かれており、その内容は4つの柱からできています。



伊丹市マスコット たみまる

～「生きる権利」～

みなさんには、全ての人から大切にされ、健康で安全に生活を送る権利があります。心や体がしんどいときは、一人で抱え込まず、周りの大人や友達に相談しましょう。必ずあなたの力になってくれる人がいます。

第2条 差別の禁止

国や言葉、文化、宗教の違い、どんな意見を持っているかや心や体に障りがあるかないか、家庭の経済状況等によって差別されません。大切なのは、互いの違いを認め尊重し合うことです。



第3条 子どもにとってよいことを

子どもに関係のあることを行うときは、「子どもにとって最も良いことは何か」ということを第一に考えなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて適切な指導をしなければなりません。子どもの指導について、親(保護者)の意見は大切にされます。

第6条 生きる権利、育つ権利

子どもはみんな、健康で安全に生きる権利と育つ権利を持っています。大人はその権利を守るために、できる限りの事をしなければなりません。



●保護者のみなさまへ

日々の生活の中で、子どもたちもストレスを感じています。子どもの小さな変化を見逃さないようにしなければなりません。

～「育つ権利」～



伊丹市マスコット じみまる

みなさんには、教育を受けたり、休んだり遊んだりする権利があります。また自分の考えや信じることの自由が守られ、自分らしく成長することができます。

第23条 障がいのある子ども

心や体に障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。その人がその人らしく、自分の力で社会生活を送れるように、教育や福祉サービス、雇用のための準備、レクリエーションの機会が与えられなければなりません。

第28条 教育を受ける権利

第29条 教育の目的

全ての子どもには、教育を受ける権利があり、学びたい時に学べる機会が保障されています。それは、自分の力を伸ばすためです。教育によって、互いの人権を尊重し、責任ある行動をとれる力が育まれます。また、学校のきまりは、人はだれでも大切にされると言う考えから外れるものであってはなりません。



第31条 休み、遊ぶ権利

子どもには、休んだり遊んだり、文化芸術活動に参加する権利があります。



●中学生・高校生のみなさんへ

学校も1つの社会です。みんなが楽しく学校生活を送れるように、協力しましょう。また、さまざまなことに興味・関心を持ち、自ら学ぶことは、自分を守り、より豊かに生きる力をつけることにつながります。

●保護者のみなさまへ

子どもと話をし、子どもが何をやりたいのか、理解する必要があります。他の子どもと比較するのではなく、子ども一人ひとりの個性を認めることが大切です。

～「守られる権利」～



伊丹市マスコット じみまる

みなさんには、親や大人から暴力をうけたり、心を傷つけられたり、放ったらかしにされないよう守られる権利があります。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその親(保護者)にあります。



第19条 虐待などからの保護

第33条 麻薬・覚せい剤等からの保護

第34条 性的搾取からの保護

子どもが暴力を振るわれたり、放ったらかしにされる等、心や体を傷つけられたり、むごい扱いをされないよう、大人は協力して子どもを守らなければなりません。

第30条 少数民族、先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人々の子ども、国籍の違う子どもが、その民族、その国の文化や宗教、言葉を大切に思う心を尊重しなければなりません。



●保護者のみなさまへ

すべての子どもたちは、大人と同じように人格を持った大切な存在です。虐待や危険な目にあうことなく、安心して暮らせるよう、多くの大人が目配り、守ることが大切です。



伊丹市マスコット じみまる

～「参加する権利」～

みなさんには、自分の考えを自由に表したり、社会の活動に参加したりする権利があります。



第12条 意見を表す権利

第13条 表現の自由

自分の考えを口頭や文章、絵、歌などで自由に表現することができます。しかし、相手の話にも耳を傾けることや、他の人に迷惑をかけないように配慮する必要があります。また大人は、子どもの年齢や精神の成長に応じて意見を聞かなければなりません。

第15条 結社・集会の自由

社会の一員として、仲間と社会の活動に参加することができます。ただし、そのことで周りの人に迷惑をかけたり、相手の自由や権利を奪ったり、他の人の安全を脅かしたりしないよう考えなければなりません。

第16条 プライバシーの保護

自分のことや家族のこと等、他の人に知られたくないことについて、勝手に調べたり、そのことで名譽や信用を傷つけられることはあってはなりません。



●中学生・高校生のみなさんへ

みなさんも、社会の一員として、意見を言うことができます。生徒会活動や学級活動等で、積極的に意見を出し合い、よりよい学校・学級づくりをしましょう。また、学校や地域にある、グループやサークルに積極的に参加し、いろいろな人の関わりを通して自分自身の視野を広げましょう。



高松 芽生 さん

令和4年度伊丹市人権週間記念ポスター優秀作品より

子どもの権利条約 「4つの柱」 学校での取組み（追加資料）

《生徒の取組み》

生きる権利 ⇨ 子どもは、それぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として大切にされなければならない

- ・ゲートキーパー講演会（7月18日実施 対象：全校生徒）
- ・情報モラル講演会 「SNSの使い方」（7月6日実施 対象：全校生徒）
- ・道徳・人権の授業 「100万回生きたねこ」（命の尊さ）等（11月2日実施 対象：全校生徒）
- ・学校保健委員会 「睡眠について」（令和6年1月12日実施予定 対象：該当生徒）

育つ権利 ⇨ 人には、考え方や何かを大切に思う心など、様々な自分らしさがある。自分らしさを大切に、勉強したり遊んだり、時には失敗しながら成長する

- ・生まれもった性質、性の多様性、健康上の問題に配慮した制服の見直し、校則の改定
- ・「ようこそ先輩プロジェクト」
車椅子バスケットボール選手「北間 結衣さん」・元宝塚歌劇団「麻樹 ゆめみさん」の講演会
- ・道徳・人権 「王さまと王さま」（性の多様性の授業）等
- ・特別支援委員会との連携を密に図り、通級指導など個々の生徒の能力に即した支援を検討・実施
- ・登校がむずかしい生徒に対して「別室登校」、学校外の学びの場「適応教室」「ほっこり広場」の設置
- ・Roseタイム（縦割りの教え合い学習）
- ・教え合い学習が成り立つ座席配置にする
- ・授業以外で学習する機会を設ける（土曜スクール、テスト前・長期休み後の学習会）
- ・コミュニケーショントレーニング「コミトレ」
（ペア学習を通して「話す力」「聞く力」「書く力」の定着を図る）
- ・「学校生活アンケート」実施
- ・「QU」の実施
- ・CRTテストの実施
- ・体育大会の中できょうだい学級での取組
- ・タブレット端末持ち帰りによる連絡・学習体制の確立

守られる権利 ⇨ どんな理由があっても、いじめや体罰など、心や体が傷つけられるようなことがあってはならない

- ・「いじめアンケート」（年2回） 「体罰アンケート」（年1回）
- ・担任との教育相談（学期に1回）
- ・毎週行われる「不登校係会」「特別支援係会」において各学年の生徒の様子、保健室来室生徒について情報交換をおこない専門機関と連携する
- ・校則の文章表記に男女の区別をしない
- ・教師の校内巡回による生徒の見守り

《全国学力・学習状況テストより》

*肯定的な回答の結果

		本校	全国
(4)自分にはよいところがあると思いますか。	昨年度	80.8%	78.5%
	今年度	<u>90.5%</u>	80.0%
(7)将来の夢や目標を持っていますか。	昨年度	65.6%	67.3%
	今年度	<u>75.4%</u>	66.1%

成果に関する客観的なみとりの資料 (生徒の感想)

「自己肯定感を高めることにつながった」に関するもの

- ・ 今まで校則は先生たちだけで決めるものだと思っていたけど、自分たちの意見が取り入れられて嬉しかった。
- ・ 自分たちの意見を聞いて、取り入れてもらえたのでうれしかった。
- ・ みんなが今より学校に行くのが楽しいなって思って、元気になってくれたらうれしい。

「自立へとつながった」

- ・ これからはきっちりした服装で学校生活を送りたい。
- ・ 今までは自己中心的な着こなし良いと思っていたけれど、これからは本当の格好良さを意識したい。
- ・ これからは校則を通して、正しいTPOを身に付けたい。
- ・ 校則を自分たちで考える大切さが分かった。
- ・ みんなで作った校則を、みんなで大切に守っていききたい。